

平成26年12月第4回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....
1. 開議 平成26年12月18日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 小 高 良 則
- 11番 川 上 雄 次
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 山 口 孝 弘
- 22番 湯 淺 祐 徳

.....
1. 欠席議員は次のとおり

- 2番 鈴 木 広 美

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | |
|-----------|-----|-----------|
| 市 | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 長 | 榎 本 隆 二 |
| 教 育 | 長 | 加 曾 利 佳 信 |
| 総 務 部 | 長 | 石 毛 勝 |
| 市 民 部 | 長 | 加 藤 多 久 美 |
| 経 済 環 境 部 | 長 | 吉 野 輝 美 |

建設部長	武井義行
会計管理者	醍醐真人
教育委員会教育次長	河野政弘
農業委員会事務局長	醍醐文一
監査委員事務局長	麻生和敏
財政課長	佐藤幸男
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人
選挙管理委員会事務局長	片岡和久
秘書広報課長	鈴木正義
総務部参事(事)総務課長	石川良道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮崎充
農政課長	水村幸男
建設部参事(事)道路河川課長	藏村隆雄
庶務課長	勝又寿雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	吉田一郎
副主幹	太田文子
副主幹	梅澤孝行
主査補	須賀澤勲
主査補	居初理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第5号)

平成26年12月18日(木)午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第14号、
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が鈴木広美議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第14号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とします。また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いします。

最初に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

おはようございます。それでは、通告順に質問していきたいと思います。

まず、議案第2号ですね。非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の問題であります。

収納補助員の、まず最初に、基本報酬について、伺いたいと思いますが、これまで790円ということで、今回は時給が800円になったということで計算式もそのようになっているわけですが、その基本報酬について、どのような背景のもとでそういう引き上げをしなきゃならなかったのか。まず、それについて伺いたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

収納補助員の報酬月額、これは基本報酬部分ということでありまして、これにつきましては八街市の一般職の臨時職員等の任用に関する規則、こちらに規定いたします一般事務職員、これの時給の算定根拠と同一ということで当初定めております。そういったところから、今回、一般の事務職員、臨時の職員ですが、時給が上がったということで、同様に、収納補助員につきましても同額の、10円プラスの800円ということで算出するものでございます。

○右山正美君

そうしますと、全体的にはどのぐらいの、収納補助員ですから、そんなに多くはないと思うのですが、全体的にはどのぐらい引き上がるのか。その辺はどうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

収納補助員につきましては、1日の勤務時間を私どもの一般職と同じ7時間45分という

ことで定めております。こちらにつきまして、単純に時給が10円上がって800円で計算いたしますと、1日当たりの金額が6千200円ということで、これを基本的に14日の算出をいたしております、14日間の勤務ということになっておりますので、これで行きますと8万6千800円ということで、現在の8万5千722円から8万6千800円に引き上がるということでございます。

○右山正美君

ちょっと総額がどのぐらいかと思ったんだけど、まあいいでしょう。

次に、報酬加算額がこれについてあるわけですが、この中で出てきているのは催告を電話でした場合に50円ということになっているわけですが、一般的に電話ですと、市内ですと10円かからないような状況だと思うのですが、催告ですから、やわらかい感じで、納税忘れはないですかというような、そんなやわらかいようなことだとは聞きましたが、人件費も、1件あたりの50円に対してはもちろん入っていると思いますが、50円にした背景については、どのように考えているのか。

○総務部長（石毛 勝君）

この加算額につきまして、担当課といたしましても50円という設定、どういった背景でということで、いろいろ協議しております。

その中で、業務についての加点要素としますと、電話による催告ということで、滞納者との新規の交渉にあたる。つまり、今まで納め忘れ等で、きちっと納まっていた方がたまたまその月は納められていなかったり、納期に納められていなかったときに、今、議員さんがおっしゃったように、第何期の納付について期限が過ぎましたけれども、お忘れになってごさいませんかというような形で、そういった確認の電話をするというようなことで、これは、定期的な訪問をしている収納補助員の、本来の集金に行くというような、簡単に言いますと、それとまたちょっと違った形の業務になるということで、これは加点要素としてあるのではないかと。

また、電話番号を調査するのに、今は電話帳になかなか明記されている方が非常に少ないということで、これにつきましては、それぞれの申告書なり、国保等の移動には必ず連絡票が入ります。そういった面で、そういったところの事前調査、また、電話の直前に納められている場合もございしますので、そういったところの調査も含めまして、今回の電話催告をしていただくというようなことを加点要素と含めまして。

また、逆に言うと減点要素としましては、先ほど言ったように、言葉としては簡単な言葉ですね。納め忘れはごさいませんかというような内容で確認するということですので、それほど大きな、納税交渉とはまた違ってくるので、その辺のところのプラスマイナスという要素はあります。しかしながら、既に規定されております訪問して納税交渉するという事務内容から比較しまして、50円相当については、事務量といえますか、そういうもののバランスが考えられますので、単純に10円上げるというのと比較してどうなのかということで、今あります50円という線は、それぞれの訪問による納税交渉の場合と同じという考えをし

まして、50円という設定をしたものでございます。

○右山正美君

50円の背景については、そういった訪問しているところの50円に、電話の方も50円にしたということで認識していますけど、それと同時に、電話がどこでかけられて、どういう形でそれが記録として残っていくのか。

例えば、自宅でやった場合には、何でもかんでもかけて、請求が、例えばですよ、自宅なんかでそういう具合にかけた場合、チェックできない、市としての対応が。電話をかけた報告が、どういう体制で行われるのか。その辺については、どうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

こちらにつきましては、納税課の中で収納補助員さんの席が決まっております。あくまでも電話の催告につきましては事務室内で行うということです。お話の中で、例えば、お相手の市民の方から、実はこういうことを聞きたいんだというお話につながる可能性も十分ございます。また、どうしてこれだけの額になるのかとか、そういった説明につきましては収納補助員では行き届かないということで、事務室内であれば担当課職員の対応がすぐできるということで、まずは基本的に室内以外ではやらないということでございます。

また、実績につきましては、毎日、補助員については業務日報をつけております。この中に電話催告を行った場合には、その日時、相手、税目、費別、額等の、そういった内容につきましてはきちっと表にしてうたうような形をとって、それでの日報報告をするということで、今進めているところでございます。

○右山正美君

訪問と電話かけではちょっと、多少ニュアンスが違うので、やっぱりどちらにしても柔軟な対応というか、電話は催告ということで、納め忘れはありませんかという程度のものに、これは重々やっていく必要があるなというふうに思いますので、その辺の基本的な考え方は曲げないでやっていただきたいと思います。

それから、議案第3号、市税条例の一部を改正する問題であります。

幼保連携型認定こども園、これに対する寄附控除、税額控除を対象にするということで、こういったところまで本当に控除の対象にならなきゃいけないのかどうか、ちょっと疑問に思うところでもありますが。

税改正の必要性。徴税法の改正ということなんですが、税改正の必要について、その辺について、伺いたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の改正につきましては、今、右山議員さんもおっしゃった内容で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、こちらの一部改正によるもので、そこからの税控除ということにつながってきたところでございます。これにつきましては、幼保連携型の認定こども園、この施設を県内に有する法人に対しまして寄附をした場合に個人市民税が控除になるということで、これにつきましては、就学前の子どもに関する教育、

保育、今申し上げました、これから認定こども園の推進を図っていくということで、これに寄附等を行った方々には税額の控除が必要だろうということで、法律的に定まったものでございます。これにつきましても県税分、住民税でございますので県と市で税を課しているわけでございますが、県税分につきましても県の減税条例、これで既に同様の改正が行われているということでございます。

○右山正美君

大学とか、ああいうのは寄附の額も違うのですけれども、そういうところだったら話もわかるのですが、こういった幼保連携型こども園、こういうところまで寄附控除というのがされるといふことなんでしょうか。

寄附金の控除についてですが、正当の補助、あるいは、各自治体の支援の問題でいろいろ違うと思うのですが、例えば、幼保連携の中で寄附控除を受けるというふうになれば、どのぐらい寄附がされるかどうかわかりませんが、例えば1万円だったらどのぐらいになるのか、2万円だったらどのぐらいなのか、3万円だったらどのぐらい控除されるか、そういったものは計算されているわけですか。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の寄附の住民税控除ということで、今、右山議員さんの方からおっしゃられました額を想定しますと、基本的に寄附金の金額から2千円を差し引いた金額が基準額として算定されます。

それに、所得税と個人住民税からそれぞれ控除されるということで、所得税につきましても累進課税でございますので、その方の所得によって5パーセントから40パーセント、控除の率が変わってきます。また、個人住民税については比例税率でございますので、県民税分は4パーセント、市民税分については6パーセントという控除の率になるということでございます。

基本的に、額で、例えば、お示ししますと、寄附金1万円をした場合に、所得税と個人住民税を合わせて1千600円の控除額、2万円で行きますと3千600円、3万円を寄附した場合には5千600円ということで、算出させていただいております。

○右山正美君

1万円が1千600円、2万円が3千600円、3万円が5千600円という税控除額になるということで、近隣市町村でもそういったものを進めているということでもあります。どれだけ寄附が集まるかどうかわかりませんが、地方税法改正の中でそういったものが進められるということになりますね。

それでは次に、議案第8号であります。補正予算であります。

補正予算中の17ページです。公共交通対策費として206万8千円ということで、運行対策補助金が上乗せされておりますが、この補助金について、どういう背景のもとで上乗せになったのか。その辺について、伺いたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ただいま公共交通対策費ということで、今回につきましては千葉フラワーバスが運行いたします八街駅と成東駅間の路線バス、八街線という路線がございますが、こちらは地域住民の日常生活に欠かせない路線ということで、私どもは捉えておりまして、実住小学校の子どもさん方も26人ほど、通学でこのバスを利用されております。この路線につきまして、バス事業者が抱えます赤字部分の一部につきまして、国の補助金の交付を受けて路線を維持しているということで、行っておりました。また、本年4月1日付で都賀線が路線廃止ということで、八街線につきまして路線存続については非常に難しい状況が起こっております。こういった中で、国庫補助の対象となるためには輸送量が1日15人以上ということで、現在、八街線は15.1人と、非常に微妙なところに来ております。

今回予算計上いたしました補助金につきましては、経常費用から経常収支を控除した額、それに国、県の補助金を控除して、なお、その残額につきましては路線である八街市と、現在は山武市でございますが、こちらで補助金を交付するというところでございまして、その八街分の補助金について、今回、予算要求したところでございます。

○右山正美君

交通もだんだんと過疎化になって、住民が取り残されていくという現状が如実にあらわれているわけです。やっぱり公共交通協議会の中でも、そういった事実を踏まえて、しっかりとした施策を早くやっつけていかないといけないのではないかとというふうに思いますので、ぜひその辺のところも積極的に進めていっていただきたいと思います。

次に、ふれあいバスの運行事業ですが、21万9千円、印刷製本費とあるわけですが、この事業はどういう事業なのか。その辺はどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

こちらにつきましても、ふれあいバスに関わるところでございまして、こちらの印刷製本といいますのはバスの回数券について、100円券と200円券ということで、それぞれ10枚つづりですが、11枚の回数券ということで、こちらを作成して販売するというところで、やっております。こちらの回数券の残が少なくなっているということで、1回作れば次年度までももちろん、もつものでございますけれども、今回7千500冊ずつ印刷させていただくということの費用でございます。

○右山正美君

回数券ですから、先に買っていただくわけですから、特に普及できればいいなというふうに思います。

次に、20ページであります。市税徴収事務費について、170万の補正が出ました。償還金利及び割引料、市税過誤納還付金及び返還金ということで170万ということでございますが、まず最初に、この中身について、どういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の還付加算金につきましては、固定資産税の、これは一個人の方の土地につきましてですが、かなり古くから所有されておまして、土地の動きも全くなかった土地でございま

す。しかしながら、課税台帳の記載をした段階、これは、電算化した段階での登記の面積、こちらが、市の台帳に記載されたものが現状の100倍の数字になっていました。小数点の位置を間違えてしまって記載されていたということです。土地の動きがなかったものですから、再度検証するところが行われていなかったということで、今回、相続等によりまして、それで原因が判明しました。この方はきちんと納税されていたということで、かなり古いところからの納税記録がきちんと残されている、きちんとした方でしたので、残されているところまでの、私どもの誤りによる過誤納分につきましては、きちっとお返しするというので、加算金もつけまして、この方には212万ほどの過誤納金を納めたということで、予定しています。毎年過誤納金は発生するわけでございますが、それ以外にこういった大きな額が出たということで、今回補正をお願いすると。

○右山正美君

市民の方々との信頼関係から行くと、そういうことはやっぱり少なくしていかなきゃいけませんし、前の議会でも丸山議員が、亡くなった人から徴収していたという問題を。いろいろあります。その辺のところにもうちょっと敏感になって、進めていかなきゃいけないのではないかというふうに思いますので、しっかりと襟を正してやっていただきたいというふうに思いますし、過誤納で返済するときにはしっかりと謝るといいますか、誠心誠意、そういった対応をやっていただきたいなと、そう申し上げておきます。

それから、議案第13号に移ります。

議案第13号であります。人事院勧告による給与、民間との格差0.27パーセントを埋めるために月例給、それから、勤勉手当、通勤手当等を引き上げるというものだということであります。

しかし、平成27年4月から、また、給与の総合的な見直しというのが始まるんですね。これはまた大変な問題であります。この影響はすごいことになると思うのですが、今回の引き上げについて、月例給についてお伺いしたいと思います。

月例給については、その内容について、先に伺いたいと思いますが、総額では1千137万ぐらい、全体で、全部で引き上げになると思いますけど、月例給について伺いしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の給与改定ということでございますけれども、これは、ご承知のとおり、平成26年度の国の人事院勧告、また、千葉県の人事委員会の勧告に基づきまして、民間との格差を埋めるということの目的で行われるところでございます。これにつきましては、千葉県内でもほとんどの自治体がこれに倣った形で給与改定が行われるということでございます。

ちなみに、具体的な給与月額ということでございますが、もちろん職員一人ひとりの号級が違いますので一概には言えませんが、給料表の中で申し上げますと、ある職員の職ということで考えさせていただきますと、部長級で8級職ですが、月500円。課長級で1千円。6級の副主幹級で1千100円。主査も同じでございますね、5級、6級で1千100円。

主査補クラスでございます、4級で1千300円。主任主事、3級で1千400円。主事の2級職で1千900円。また、採用から主事1級職で2千円というような。これはあくまでも、給料表の中で、級によりまして、今申し上げたよりも100円高いとか、そういうところももちろんございますが、今私どもの方で各級の職員をピックアップしたところでは、そういった金額が月額として上がるということでございます。

以上でございます。

○右山正美君

8級、部長級で500円ですね、月に。7級で1千円、課長クラスが1千円、上がる。そこから、6、5、4、3、2、1というふうになるわけです。1級の20号級の職員で2千円ということなんです。

これまで職員の給与は下げて、下げてきたわけでありましてね。今になって、民間との格差が0.27パーセント開いて、この穴埋めをするんだということになるのですが、今まで国会の中でも給料が高いということで、無理やり、人事院勧告を通さないで無理やり、そういった給与の引き下げまでさせられたわけです。その当時の給与に見合う引き上げ幅となっているのかどうか。その辺、簡単にちょっと答えていただきたいと思えます。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおりの実情でございます。平成18年度当時を基準としますと、また、各職ごとに申し上げますと、部長クラスの8級で3千700円減しております。課長クラスも2千700円の減。6級の副主幹クラスで1千400円の減。主査クラスで1千200円の減。4級職の主査補クラスで行きますと800円の増と。主任主事、3級クラスで900円の増。主事クラスで5千900円の増。1級の主事補クラスで6千円の増というのが、先ほど申し上げた職員と比較しますと、そのぐらいの増減があります。

○右山正美君

元にはもちろん戻っておりませんし、子育て時代で、本当に、子どもが高校あるいは大学に行く、そういった時代の中での給与引き下げということは、大変厳しい状況があるのではないかというふうに思います。

次に、勤勉手当もあるのですが、これもいろいろ8号から1号まで若干の引き上げがあるということでもあります。これは飛ばしますけど。

次に、交通費です。通勤手当ですか。これがまた2キロから60キロまで、段階的に分かれていますので、100円とか600円とか、一番多いのは60キロ以上で7千100円という具合に、改正前と現行ではなるのですが。八街市において、どのぐらいまでが役所に来ている範囲なのか。まず、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

現在、交通費というところでの支出をしている職員の数につきましては、市職員で398名でございます。その中で、区分としてキロ数で分かれていますのですが、一番多い職員が2キロから5キロ、今回の差額はないわけでございますが、2千円の支給が120名。次に多い

のが5キロから10キロで、92名。また、10キロから15キロも同じく92名。15キロから20キロが45名。20キロから25キロで32名。25キロから30キロが9名。30キロから35キロが7名。35キロから40キロが1名、これが一番遠い距離でございます。40キロ以上の通勤はなしということでございます。

○右山正美君

もちろん通勤手当を引き上げるということで、398人の方々が、一番遠い人で35キロから40キロ圏内であると。先ほどありましたように、2キロから5キロの人たちは変更がない。5キロから10キロで、現行で4千100円が4千200円で、100円の引き上げということになるわけであります。

職員は車で通えば駐車場代もとられて、3千円でしたかね、そういったあれもありました。なかなか以前まで到達しないということで、今回の人事院勧告で7年ぶりの引き上げということですが、この議案の説明書の中で、資料の中で気になることがあります。給与制度の総合的見直し、平成27年4月から、国に準じた給与表の水準の引き下げ、給料水準の引き下げ等を踏まえた地域手当の見直し、平成27年4月から3年間でこれを実施して、給料引き下げには3年間の経過措置がある。本当に喜んだのもつかの間、来年になれば、また、そういう引き下げの波がどっと押し寄せてくるということで、職員にとっては本当に大変なことではないかなというふうに思います。その辺のところの配慮はしっかりと手だてをとって、市長にとっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第7号、付議案の29ページですけれども、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について、お伺いします。

この内容は、地下の埋設物の発見によって協定期間を1年延長、また、距離を1千820メートル延長するというものですが、事業費は同じです。

そこでお伺いします。市の負担が増えないということは大変結構なこととは思いますが、1千820メートル延長することによって工事費が本来はどのぐらいかかるのか、お伺いします。

○下水道課長（山本安夫君）

それでは、お答えします。

まず、工事延長1千820メートルは、当初から変わってございません。これは、推進工事箇所、約400メートル、あと、セミシールド工法1千400メートル、1千800メートルでございます。これは当初から変わってございません。

今回の議案の上程につきましては、年度を1年間延伸させていただく、こういうことだけ

でございます。

以上でございます。

○京増藤江君

延長距離が1千820メートルというふうに書いてありましたけれども、それは変わりないということですが。

ただ、期間が延長することによって、本来なら1年も延びればかなり費用がかかるのではないかと思うのですけれども、同じだということで、きちんとした工事がされるのかどうか。その後で問題が起きないのかということが気になるのですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○下水道課長（山本安夫君）

今回の1年の変更につきましては、当初、推進工法で行う到達立坑の立坑部分に、それは409号、イオンから富里方面へ抜けたところと、ふらんす屋の前から富里方向へ行く、ちょうど合流地点のところに立坑を掘るということで契約いたしました。当初、調査いたしましたところ、地下に占用物はないと、占用物が、立坑とか、そういう中に鋼矢板がないということで、北総中央用水の方、水道課の方、あるいは、道路河川課が、雨水管が入っていますので、そういう方と協議して、ないということで始めたのですが、実際に工事を行ったところ、地下埋設物があった。これは、北総中央用水管の地下埋設物があったということです。これにうちの立坑が当たってしまうということで、その管を抜けないかというような協議も行いましたけれども、北総中央用水関係では、それはカーブのところにかかっている鋼矢板でございますので抜けないということで、占用者同士で協議いたしましたところ、それを抜かないでやるような方法で立坑を作るために、その協議に期間を要しました。本来、本年度の3月ですね、来年3月中に全部、立坑から、そういうものができ上がって、供用開始できるということが、約半年から8カ月程度伸びてしまう。そういうところに時間を要したということで、今回変更をお願いしたわけでございます。

以上でございます。

○京増藤江君

期間延長によって、工事のやり方とか、そういうことには瑕疵が生まれないのか、きちんと最後まで長もちするような、そういう事業になるのかということ、私はお伺いしたかったのですけど、その答えはありませんでしたね。ちょっと、その答えを聞かせてください。

○下水道課長（山本安夫君）

うちの方の雨水幹線は2千400ミリの幹線でございます。これができ上がった段階については、これを約50年間、あるいは、もっとそれ以上、国の指針では下水道管については50年という期間はありますけれども、それを永年まで伸ばしていきたいという形で、影響はございません。

以上です。

○京増藤江君

期間を延ばしても、そして、事業費が同じであっても、これはちゃんと責任を持って事業をやっていただけるということで、それは本当に私も期待したいと思います。

次に、議案第8号なんですけど、予算書の34ページ、8款1項1目、防災費についてです。

液状化等被害住宅再建支援事業補助金について、この内容をお伺いしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

今回の液状化等被害住宅再建支援事業補助金、こちらは100万円でございますが、これは、平成23年3月11日の東日本大震災によりまして、八街市におきまして地盤被害を受けた住宅がございました。こちらの復旧に対します費用の補助ということでございます。ちなみに、被災された住宅は、八街市の榎戸の方でございます。

○京増藤江君

震災直後にはこういうことは出なかったのですが、その後に出てきたということで。やはり、大きな震災があった場合、八街市でも被害があったわけです。それまでも被害は既にわかっていたわけなんですけど、その後もこのように出てきているということで。担当課のお話によれば、震災後、その周辺のお話を聞いたけれども、そのときにはなかったということで、時間の経過とともにこういう問題が出てくるケースだと思うのですが。その後、このケースが出た後に、その周辺のことは調べたのか。また今後このような影響が出た場合に、例えば、期限を決めずに補償していくのか、お伺いします。

○総務部長（石毛 勝君）

今、京増議員さんがおっしゃられたように、この方につきましては、今年度に入って被害の状況の申し出があったということで、調査等をした結果、これにつきましては補助の該当になるということで認定したものでございます。その周辺につきましては、特に申し出もないということで、市としての特段の調査等はしておりません。

それと、おっしゃられましたように、今後もそういった申し出があるかとは思いますが、こちらについては、県の補助要綱等もございます。こちらの中で、現状としましては期間が平成27年4月10日までということで、県と市が連携して行う事業ということになってございます。

○京増藤江君

平成27年4月10日までですから、来年の春までということなんですけど、最近も、やはり地震がたびたびある。大きな地震の後に、ちょっと影響を受けた住宅が、最近の揺れがある中で、被害も出てくるのかなど。今後も、もしかしたらそういうことがあるかもしれません。そういうこともあるということで、やはり、今後、県などとも、ぜひとも協議しておいていただきたいなと思います。以上を要望して終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第4号の八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、質問いたします。

まず1点目に、条例制定にあたっての基本方針でございます。

介護保険がスタートして、はや14年たったわけですけれども、介護保険制度をスタートさせるにあたって、地域包括支援センター、これを各中学校区ごとに設置していきたいんだという方針が出されていたと思います。14年たっても、いまだ1カ所しか設置されておられません。今回の包括支援事業に関わって条例を定めるわけですから、私はきちんと市内に包括支援センターを設置するという、そういうものを条例の中で定めていく必要があるのではないかと。そうしないと、いつまでたっても包括支援センターの設置というのがされないまま行ってしまわないかというふうに思いますが、その点、どうでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

お答えいたします。

包括的支援事業の基本的な方針を規定している第3条では、改正後の基準省令第140条の66、2号イのとおり、規定しているもので、地域包括支援センターは包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であると、介護保険法において規定されています。

また、設置区域については、センターの設置に係る具体的な担当圏域設定にあたっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における生活圈域ごとの整合性に配慮し、最も効果的、効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとされております。

本市においては、同センターを設置するにあたりまして、要介護認定の有無、高齢者や障害福祉サービスの利用状況、生活保護の受給等、福祉関係部署と連携を図りながら支援していくところでございますので、市総合保健福祉センター内への開設が最も効果的であると考え、現在は市役所内に1カ所、設置しております。

また、国が推進します地域包括ケアシステムを構築するためには、地域包括支援センターの強化は必要であると、十分認識しております。市民が日々、利用します地域包括支援センターについては、身近な場所への開設が望ましいと考えますが、本市の地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案しますと、直ちに4圏域の全てに設置することは大変難しいと思っております。

○丸山わき子君

今、地域包括支援センターの役割が、るる述べられたところでありますが。高齢者が安心して八街で暮らしていく、そのための街づくりの拠点となるのが地域包括支援センターであるというふうに思います。

市長にお伺いいたします。よろしいでしょうか。選挙公約で高齢者施策を掲げておられると思うのですが、高齢者世帯に対して、きめ細かな対応をしていくためには、各学区に地域包括支援センターを早期に設置していくべきではないかというふうに思うのです。

民間のボランティアとか、そういう形で、特に、ひとり暮らしの高齢者への声かけ等をしていくのだというようなことを言われていますけれども、市が責任を持って対応するという、その場面というのは地域包括支援センターでしかないと思うわけですね。そういう点で、各中学校区ごとへのセンター設置、これを計画的に実施していくべきであるというふうに思いますが、市長自身はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

地域包括支援センターにつきまして、今は高齢化率が大変上がっているという実情の中で、丸山議員さんのご提言は大変ありがたいという考えでございますけれども、今の八街市の実情に基づいた中での今回の件でございます。今は1カ所という指摘がございましたけれども、いろんなことを総合的に判断すると、今の1カ所が一番妥当だということでございます。

○丸山わき子君

それは、行政側の立場に立って妥当だと。住民の立場に立ったらとても不便なんです。市役所まで出てくるのは本当に大変なんです。住民の身近なところに相談の窓口がある。住民の身近なところに、市民をきちんと把握していける、そういう場所がある。それこそ安心して住み続けられる街づくりの基本であるというふうに思います。

八街市が人口減で、これからどんな街づくりをしていったらいいのか。それは本当にいろんな角度から考えなければならないというふうに思いますが、1つは、高齢者がどれだけ安心して暮らせるのか。これが1つの指標になっていくかと思えます。ぜひそういう点では、地域包括支援センターの果たす役割を十分認識いただきまして、各中学校区ごとに設置を求めていきたい。このように思います。

次に、地域包括支援事業に関わっての職員の人員の確保について、お伺いいたします。

人員増の根拠ですね。3千人以上6千人未満に置くべき専門員の人員配置を取り決めているわけですが、八街市は高齢者世帯、独居老人の世帯というのは大変多くあるというふうに、私は認識しておりますが、こうした本市の高齢者世帯、独居世帯が多いという地域性を優先させた人員配置が必要ではないか。国の基準どおりではなくて、八街市の実態に合った人員配置が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

地域包括支援センター職員の員数につきましては、1センターが担当します65歳の第1号被保険者数3千人以上6千人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職、それぞれ1名とされております。

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成26年3月末現在、1万7千93人で、前年度と比較いたしますと928人、率にして5.7パーセントの増となっておりますので、この高

齢者人口を本条例の基準に照らし合わせますと、置くべき職員数は原則として2.8名、すなわち各3名ずつの配置が必要となります。したがって、現状の職員数は専門職が各2名ずつでございますので、各1名ずつの増員が必要であると考えております。今後も高齢者人口の増加に伴いまして、地域包括支援センターの増設を含めた強化、充実は必要不可欠であると考えております。

○丸山わき子君

私は、ただ65歳以上の高齢者が1万7千人いるからということで頭割りして、職員の人数はこれだけあればいいんだということではなくて、先ほども申し上げましたけど、八街市は高齢者世帯、独居老人の世帯が多い。その辺の認識はあるのかどうか。本当にこうした世帯に対して丁寧な対応ができるのかどうか。その辺について、再度お伺いしたいというふうに思いますが、質問の回数は2回までということなので、そういう点では、私は大変不安を感じるところです。今回、人員を増とするわけですけれども、各専門職を1名ずつ増やして、3名増というふうに条例でうたうわけなんですけれども。これは財政課の課長にお伺いいたします。この人員確保というのは、来年度から実施していくにあたって可能なのかどうか。その辺について、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

職員の配置ということなので、私の方からお答えさせていただきます。

これにつきましては、この条例を提出させていただく前、もちろん今年度が始まったところから、介護保険課の方からのお話は伺っております。その中で、専門職等の配置につきましては来年度4月から配置できるような形で今検討しているところでございます。

○丸山わき子君

これはもう条例化されたわけですので、ぜひ人員の配置をお願いしたいというふうに思います。

それから、議案第5号です。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分ほど休憩いたします。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時10分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○丸山わき子君

それでは、議案第5号の八街市指定介護予防支援事業者に係る基準を定める条例について、質問いたします。

この条例制定にあたっての経緯をお伺いするわけですけれども、どのような協議、あるいは、パブリックコメントを経たのか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

現在、本市における指定介護予防支援事業所は、直営の八街市地域包括支援センター1カ所のみでございます。センターが介護予防マネジメントを実施するにあたりましては、国基準を順守して運営等をしているところでございますが、不都合等は生じておりません。また、同センターに対する利用者からの苦情及び不適切な運営等も認められないことから、担当課内で協議した結果、今回、条例を定めるにあたりましては、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準については特別に設ける事情はないものと考え、国基準と同一の基準を条例に定めようとしたため、広く公に意見等を求めるパブリックコメントについては、今回は実施しなかったものでございます。

○丸山わき子君

八街市がやるからいいのだというのではなくて、やはり、市民が安心して介護を受けられるために市独自の検討が必要ではなかったかと。国基準で定めているからそのとおりにやればいいんだ、ではなくて、八街市民の要求、要望がどういうところにあるのか。そういったきめ細かな対応が必要ではなかったかというふうに、まず指摘しておきたいというふうに思います。

それから、2点目に、人権尊重に関する問題でございますが、第3条で利用者の意思、人格を尊重することに触れてはいますけれども、利用者の人権擁護、あるいは、虐待防止のための措置まで踏み込んでいないという点で、果たしてこれで十分なのかどうか。その点については、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

指定介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センターが行う業務とされており、地域包括支援センターの業務は指定介護予防支援業務のほか4つの業務があり、その中の1つに権利擁護業務がございます。権利擁護業務は地域の民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等、困難な状況にある高齢者が地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的、継続的な視点から支援を行うものでございます。

○丸山わき子君

そうなんですけれども、きちんと利用者を守るための施策は必要ではなかろうかと。実際に市民のところに出向く職員に対してはきちんと研修を実施する、あるいは、常にこういった問題について責任者は対応していく、そういう確認をする場が必要ではないか。そういう点では必要事項をきちんとこの条例の中に取り入れていくべきではないかなというふうに思うのですが、再度その点についてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

指定介護予防支援事業者は事業所ごとに管理者を置かなければならず、管理者は専らその職務に従事する常勤の者ではなければならないとされております。そのため、八街市地域包括支援センターでも専従常勤の管理者1名を置いております。

また、研修に関しましては、運営規定の中で資質向上を図るための機会を設けることとしており、高齢者虐待防止を目的とし、地域包括支援センター職員を対象とした研修について、平成25年度は3回の研修に6名全員が参加しております。

○丸山わき子君

この間、市の職員がということではないのですけれども、実際に民間の事業者がヘルパーさんとして出向いた先で、いろいろな問題が生じたというようなことがございました。その方はやめさせられるという形で、ことは済んでしまったわけなんですけれども、実際には寝たきりになってしまう、あるいは、体が大変不自由になってしまう方に対して、見えないところでの陰湿な対応があったというような事例がございましたので、二度とこういうことがあってはならない。そういう点では、職員の皆さんに資質向上の機会を多く設けていただいて、対応していただきたいというふうに思います。

次に、申請者の要件について、2番目ですね、お伺いいたします。

ここでは、申請者の要件は暴力団以外の法人であるというふうになっているわけなんです、市民の安全・安心を図るために市の暴力団排除条例、これを追加していくべきではないかなというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

今回願うする条例にも、第2条におきまして、申請者の要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を引用し、この法律に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者等を除くことを規定しております。本市の暴力団員排除条例においても同法を引用しておりますので、問題はないものと考えています。

○丸山わき子君

それでは、市の暴力団条例とは関わらない、リンクしなくても大丈夫なんだということで、理解してよろしいわけですね。

次に、第30条の記録の整備について、お伺いいたします。

サービス提供に対する記録を整備し、2年間、保存しなければならないという根拠について、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第28条第2項の規定に基づき、2年間といたしました。

また、今回の条例制定と同様、第1次一括法によりまして一昨年度に制定いたしました指定地域密着型サービス基準条例等においても、保存期間は国基準と同様の2年間と定めておりますので、整合性を図る観点からも同様に定めるものでございます。

○丸山わき子君

国の方の基準どおりなんだということなんですけれども。

介護報酬の過誤納返還ということもありますよね。これにつきましては法律上の債権消滅

時効というのは何年ですか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

介護サービスの請求に関する権利は2年間でございますが、過誤納返還等の場合は5年間と定められております。

○丸山わき子君

ですから、こちらに合わせて書類保存の年限をやはり5年としないと、いろいろとアンバランスが出てきちゃうのではないですか。私はそういう点では、過誤納返還等があり得るわけなんですから、残すべき書類というものはきちんと5年間保存すべきだろうというふうに思いますが、その辺は責任をとれるのでしょうか、2年間で。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

現在は直営のセンター1カ所でございますので、記録等は随時確認しておりますので、保存期間2年間で支障はないものと考えております。また、今後、委託等をした場合においても、市が直接委託するものでございますので、地域包括支援センター運営協議会において状況を確認するとともに、最低でも年1回程度は運営記録等の確認に出向いていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

その方、一人ひとりの形式的な書類の保存という点では2年でいいのかもしれないけれども、しかし、介護報酬の過誤納返還というようなことがあった場合は5年さかのぼるという問題があるわけですから、この問題で市民一人ひとりの皆さんにきちんとした対応をしていくとしたら、5年間の書類の保存というのはしていかなければならない。ぜひ、そういう点では検討いただきたいというふうに思います。

それから、議案第8号の一般会計補正予算について。

保育園の施設整備事業についてお伺いするわけなんですけれども、待機児童解消のための整備事業ということでありますが、今回の整備事業に関わって、何人ぐらいの待機児童が解消されるのか。お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の保育園施設整備、八街保育園の保育室の改修を行うわけでございますが、改修の結果によりまして、0歳児で3名、2歳児で6名、計9名の児童を新たに受け入れることが可能となります。

○丸山わき子君

来年度から、国は子育て支援制度を導入して、待機児童解消の方法としては、小規模事業保育所で受け入れさせなさいよという方針を出しているわけですね。しかし、この事業所というのは、保育士の基準が、そろえるべき保育者の半数あるいはゼロでも認可されてしまう。大変、保護者の立場から言えば、子どもたちに等しく保育を保障する、保障される、あるいは、質の高い保育が求められるはずですが、それが、保育士の資格がないという、そういう劣悪な状況の中で、未満児の子どもたちを受け入れさせますという、国はそういう方針を出

しているわけですね。しかしながら、八街市は独自の方向性でこのように、本当に財政が大変な中でも、待機児童解消のために、八街市の保育所の中にこういう整備をして、1人でも多く解消したいという、そういう姿勢に対しては、大変私は高く評価したいというふうに思います。

それで、今後、八街市の各保育所で、待機児童解消のために、こうした整備事業の計画、これはどのように進められるのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

八街市、本市の中で公立、市立の保育所が6カ所、今は社会福祉法人が2カ所ということの認可保育園がございます。

公立保育園については、今回、八街保育園で改修して、9名の受け入れが可能になったということで、そのほかの5園については、調べたところ、改修によって枠を増やすことはできないということで、公立については、例えば、増園するとか、分園方式とか、そういう方式にしなければ定員枠は増えないということでございますので、平成27年度からの子ども・子育て支援事業の中では、公立の保育園部分についてはプラス要素は盛らないということで、今は検討しているところでございまして。

私立の社会福祉法人については、9月補正で、かいたく保育園の方でプラスということで、その辺で0、1、2歳で約18名の増員ができると。

それから、予定としましては、幼保連携型が1カ所、八街市内で平成27年4月オープンということで、県と協議を進めているところでございまして、それが認可されれば、3号認定ですけれども、0、1、2歳で計18名、6人、6人、6人で18名の増ということで、かなり、0、1、2歳部分、待機児童の8割以上を占めます0、1、2歳については、ある程度の充足が可能であると、担当の方では考えております。

○丸山わき子君

この間のこうした取り組みの中で、待機者の解消というのは、45名ぐらいかな、ということのようですが、やはり、私は八街市に責任を持って待機者解消の計画は進めていただきたい。先ほどはやりませんということを言われましたけれども、やらないのではなくて、積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、議案第9号の国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

高額療養費が大変多く補正されたわけなんですけれども、補正がかなり高額になったという原因はどのように分析されているのでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

高額療養費の、そもそもの当初予算を定めるにあたりましては、平成25年度の上半期の実績や、その伸び率を見まして、当初予算を要求して定めているものでございますが、たまたま平成25年度の上半期の状況で、高額療養費が少なかったということで、平成26年度の当初の予算もそれに連動して少なかったものでございまして、結果として、高額療養費の請求が多いということで足らなくなったものでございます。

○丸山わき子君

この間、高額療養費というのは保険給付費の1割程度だったんですね。ですから、今、当初予算にあたっては平成25年度を参考にいたしましたということを言われているのですが、保険給付費の1割程度で推移してきているわけですよ。ここへ来て、12パーセントという形です。6億円ぐらいずつだったのが、8億円になってしまった。ですから、その原因が何かあるはずなんです。2億円も増えているわけですから。

そういう点では、今後、高額療養費が増えるということは、国保財政が大変厳しい状況の中で、一層悪化させていくわけですので、この間も共産党は、医療費を抑えるために予防医療にもっと力を入れるべきだということを言ってきたのですけれども、やはり、そういう点での積極的な取り組みが必要ではなかろうかというふうに思います。

なぜ6億円で推移してきたものが8億円になってしまったのかという点での徹底した分析、それから、市民の皆さんが重症化、病院に行けないために重症化してしまっているのかどうか。あるいは、一定の病気がかなり、例えば、糖尿病を悪化させてきてしまっているのかとか、そういう分析を大いにさせていただいて、予防医療体制への取り組みを進めていただかなければならないのではないかとこのように思います。その点で、もう一度課長に答弁いただきたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

確かに、おっしゃるとおり、生活習慣病の重症化により高額医療となるのは防がなければいけないと思いますが、今年度の状況を見ますと、高額医療で一番多い方を見ますと、700万円を超えているわけなんです、これは交通事故によるものでございまして。あと、2番目、3番目、4番目とあるわけなんです、いずれも生活習慣病の重症化によるものではなくて、大きな手術とか先天的な病気の治療に要したものでございまして、一概に生活習慣病を放っておいて重症化したとは言いきれない。高額療養費の中には重症化した方もいらっしゃると思いますが、大きなものは、今申し上げたとおり、交通事故とか、たまたま先天的な病気の治療に大きな治療費を要したというのが実情でございまして。

○丸山わき子君

いずれにしても、高額療養費で、この間ずっと毎年6億前後が投じられてきたという点では、やはり、一定の傾向が出ているはずなんです。ですから、そういう点ではよく分析していただくというのと。

それから、せんだつても一般質問で出ましたけれども、やっぱり早期発見、早期治療のための健診をどれだけ高めるか。これが必要だと思います。こういった問題に取り組んでいるところは、1年後には必ず成果が出ているんですね。何もしないで、ただ高額療養費がどんどん増えていってしまうのではなくて、効果の出るような取り組みをぜひ進めていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、議案第14号の朝陽小学校の建築工事に係る変更契約なんですけれども。

契約書第25条の5項、6項による契約の変更だということなんです、第5項は工事材

料の著しい変動が生じた場合、6項については賃金水準の引き上げを行いたい、そういう内容のものだと思いますけれども。具体的にはどのような、例えば、工事材料の変動があったのか、また、賃金をどの程度引き上げようとしているのか、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

それでは、ご説明申し上げます。

今、工事契約変更の内容につきましては、丸山議員さんからお話があったとおりでございますけれども、この中で第5項の規定による増額ということにつきましては、単品スライド条項ということで、変動額が既定以上に変動している場合に適用されます。内容につきましては、今回は一応、型枠工事をこの対象としておりまして、563万7千600円の増額をしております。

また、6項の規定によりますものにつきましては、インフレーション、あるいは、デフレーションの関係で請負代金が不適當になったということの規定の中で、インフレスライド条項ということで積算いたしましたところ、888万4千800円の増額となりました。合計いたしまして、1千452万1千680円の増額となりましたので、ここで変更契約をしようとするものでございます。

○丸山わき子君

先ほどもちょっと質問がありましたけれども、議案第7号で公共下水道、大池第三雨水幹線工事、この事業に関しまして1年間、先送りになりますよと、完成が。この中で、こういった25条に関わっての変更というのは、今後あり得るのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○下水道課長（山本安夫君）

うちの方の公共下水道を約1年間、延伸しましたけれども、現場担当の方からは、担当監督者というか、そちらからはそのような情報はまだ入ってきておりません。入ってきた場合には、協議をしなきゃならないとは思っております。

以上です。

○丸山わき子君

先ほど、6項では賃金水準が888万円の引き上げになるんだという答弁をいただいたわけなんですけれども、これがきちんと下請の労働者に手渡されているのかどうか。これをきちんと確認することも市の役割ではなからうかと思っておりますので。せっかく賃金が引き上がったわけですから、その点での監視もぜひしていただきたい。このことを申し上げまして質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第1号の専決処分の承認を求めることについて、平成26年度八街市一般会計補正予算は、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及

び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度八街市一般会計補正予算を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(湯浅祐徳君)

起立全員です。議案第1号は承認されました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第14号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日19日から24日までの6日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。12月19日から24日の6日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月25日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様方に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会運営委員会を第2会議室で行います。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時39分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第14号、
質疑、委員会付託
2. 休会の件

-
- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度八街市一般会計補正予算）
- 議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第5号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第6号 市道路線の認定について
- 議案第7号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について
- 議案第8号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第9号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第10号 平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第11号 平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成26年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第13号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結について